## 粒子線治療資金借用書

決	定	番	号				第		号	
借	用	金	額						円	
利			率		無	利	子	-		
貸	付	期	間	年	月	日から	年	月	日まで	
据	置	期	間	月						
償	還	期	間	年 月						
償	還	方	法	年 月 日を第1回として、以後毎月 円返済し、残額は最終回に返済する。 毎回償還額 : 円 最終回償還額 : 円					日に	

上記のとおり借用いたします。

ついては、粒子線治療資金貸付規程及び特約事項に定めるところに従い、相違なく償還します。

年 月 日

兵庫県病院事業管理者 様

住 所

借 主

氏 名

印

上記の記載事項について、連帯保証人として債務を保証することを約します。

住 所

連帯保証人

氏 名

印

## 粒子線治療資金借用書特約事項

(一時償還)

第1条 粒子線治療資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、病院事業管理者(以下「甲」という。)が粒子線治療資金を貸し付けることが不適当であると認め、貸付けの決定を取り消した場合、取消しのあった日から1箇月以内に債務の全部を弁済しなければならない。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(延滯利息)

第3条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかったときは、償還期間経過後その支払を する日までの日数に応じ、償還未納の金額につき年10.75パーセントの割合で計算し た延滞利息を甲に支払う。

(連帯保証人)

- **第4条** 連帯保証人は、この資金の借受けによって生ずる一切の債務について、乙と連帯して、その履行の責めを負う。
- 2 乙は、甲が連帯保証人の変更を必要と認め、請求をした場合には、直ちにこれに応じるものとする。
- 3 甲は、連帯保証人の変更について乙から請求があり、適当と認めるときは、これに 応じるものとする。